

決議 4.6 (CoP16 で改正) * [仮訳]

決議案、決定案およびその他の文書の締約国会議への提出

締約国会議の定例会議に提出する文書の準備に要する作業量を考慮し、

締約国会議の会合を組織するにあたり、事務局と緊密に協力するという締約国の義務を確認し、

他の締約国によって提出される決議案その他の文書に関し、締約国に事前に通知する必要性を認識し、

条約の第 15 条 1(a) 項が締約国に対し、附属書 I ならびに II の改正提案本文を締約国会議の少なくとも 150 日前に事務局に通告するよう要求していることに注目し、

条約締約国会議は

条約の第 15 条 1 項中の「改正提案の本文」という言葉には、それに付随する実質的に完全な支持文書が含まれ、締約国会議の会合で協議するために提出される決議案、決定案およびその他の文書にも、この解釈は拡大して適用されることに合意する。

次のとおりに勧告する。

- a) 締約国会議の会合に協議するために提出される決議案、決定案または他の文書の本文は、会合の少なくとも 150 日前に事務局に通告する。
- b) 150 日間の期限の後には、その決議案、決定案および文書を期日前に通告できなかったことが、事務局が満足できる形で立証されるという例外的な状況に限り、事務局は決議案、決定案または文書（附属書 I および II の改正提案を除く）を受理する権限を持つ。
- c) 対象を包括的に取り扱うこと、または対象を取り扱う方法に重大な変更を加えることを意図する決議案を作成するにあたり、締約国は、その草案が採択された場合、それが同じ対象に関するすべての既存の決議（または適宜、関連する条項）に置き換わり、かつそれらを無効にするよう、草案を作成する。
- d) 情報収集を必要とする決議ならびに決定の草案作成にあたり、締約国はそのような情報を条約の第 8 条 7 項の規定で要求されている報告書を通じて探すことが可能か、それとも特別な報告書を必要とするかを考慮し、全般的に報告に関する負担を最小限に抑えるよう保証する。

e) 実際上の考慮事項によって別に指示されない限り、決議案には次のものを含めない。

- i) それらが長期的手続きの一部でない限り、委員会、作業部会または事務局に対する指示または要求
 - ii) 附属書の提示に関する決定
 - iii) 採択直後に実施され、その後は陳腐化するような勧告（または他の形の決定）
- f) 通則として、締約国会議の会合で協議するために提出される文書の長さは 12 ページまでとする。
- g) 既存の決議中の勧告（または他の決定）に項目を追加するのみ、またはそれに対して些細な修正を加えるのみの決議案が採択されたときは、合意された変更を加え、既存の決議を改訂版と差し替える。

次回の臨時締約国会議が開催された時に次の提案を条約改正案として議題に盛り込むよう事務局に命じる。

- a) 附属書 III の部分ならびに派生物に関する第 16 条の規定と附属書 I ならびに II に関する条約手続き（第 15 条）との調整を図る。
 - b) 第 14 条 5 項を「第 4 条の規定にかかわらず、標本の輸出は」とする。
 - c) 第 3 条 3(b) ならびに 5(b) 項を「国の管理当局か科学当局のいずれか」とする。
 - d) 条約のアラビア語公式本文の採択。
 - e) 条約本文中でみつかった誤字の訂正。
- 事務局に対してさらに次のように命じる。

- a) 締約国会議の各会合後に現行決議を記載した公報を改訂する際、他の決議への言及すべてが正確に行われるよう既存決議の本文を訂正する。
- b) 締約国会議の各会合後に決定を更新する際、決議中に記録されず、有効なまま残るすべての勧告（または他の形式の決定）をそれに含めること。決定は決議の表題を使い表題順に並べ、各表題の中ではそれらに対応する本文に従い分割する。締約国会議の各会合の直後に、事務局は更新された決定一覧表の写しを締約国に配布する。かつ
- c) 改正、削除または継続の提案を受け現行の決定一覧表を改訂する際、事務局は締約国会議の各会合において、決定に対し提案されたいかなる変更

* 第 10 回、12 回、13 回締約国会議で改正、決定 14.19 および第 58 回常設委員会で採択された決定に従い事務局により改正、さらに第 15 回および第 16 回締約国会議で改正。

ついても、それが正当である根拠を示す。

締約国会議の会合で協議するために提出される決議案または決定で、事務局または常置の委員会の予算および作業量に影響を与えるものには、必要な作業の予算および資金源の提示を盛り込むか、または添付しな

ければならないことを決定する。

締約国会議によって採択された決議および決定に含まれる勧告は、その勧告中に別に指定されない限り、それが採択された会議の 90 日後に効力を発することを、さらに決定する。 ■